

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
施行規則を公布する。

令和8年9月11日

杉並区長

杉本聡子

## 杉並区規則第85号

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例施行規則

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 児童発達支援（第3条—第18条）

第3章 放課後等デイサービス（第19条—第23条）

第4章 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援（第24条）

第5章 多機能型事業所に関する特例（第25条）

第6章 委任（第26条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例（令和8年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の  
施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及  
び条例で使用する用語の例による。

第2章 児童発達支援

（条例第6条第9項及び第7条第9項の規則で定める施設）

第3条 条例第6条第9項及び第7条第9項の規則で定める施設は、認証保育所  
（児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けていない保育施設であって、  
東京都知事が認証したものをいう。以下同じ。）とする。



(設備の基準)

第4条 条例第11条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発達支援室

ア 定員は、おおむね10人とする。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

2 条例第11条第4項ただし書に規定する社会福祉施設に類する施設として規則で定めるものは、認証保育所とする。

(指定児童発達支援事業所の利用定員)

第5条 条例第17条の規則で定める指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)については、利用定員を5人以上とすることができる。

(便宜に要する費用の内容)

第6条 条例第29条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとし、第1号に定める費用については、こども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る措置)

第7条 条例第43条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（身体的拘束等の適正化に係る措置）

第8条 条例第46条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（虐待の発生及び再発の防止に係る措置）

第9条 条例第47条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第10条 条例第60条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第11条 条例第61条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）第101条第1項又は杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第4号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の5第1項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第17条第1号において同じ。）の面積の合計を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第12条 条例第62条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第5号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項第1号ア若しくは第191条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第

1 項第 1 号アに規定する登録者をいう。) の数並びに共生型生活介護 (東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年東京都条例第 155 号。以下「都指定障害福祉サービス等基準条例」という。) 第 93 条の 2 に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練 (機能訓練) (都指定障害福祉サービス等基準条例第 147 条の 2 に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (都指定障害福祉サービス等基準条例第 157 条の 2 に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を 29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第 82 条第 6 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 18 条第 1 号及び第 2 号において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第 191 条第 7 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 18 条第 1 号及び第 2 号において同じ。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 6 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18 人) 以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第 82 条第 1 項第 1 号ア若しくは第 191 条第 1 項第 1 号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 1 項第 1 号アに規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。) の利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通

いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

| 登録定員     | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人  |
| 28人      | 17人  |
| 29人      | 18人  |

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項若しくは第195条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第13条 第6条から第9条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(基準該当児童発達支援事業所の利用定員)

第14条 条例第66条の規則で定める基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第15条 第6条(第1号を除く。)及び第7条から第9条までの規定は、基準該

当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第16条 条例第68条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を条例第68条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数及び指定生活介護の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 条例第68条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第17条 条例第69条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積の合計を、条例第69条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数及び指定通所介護等の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。）の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を条例第69条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数及び指定通所介護等の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 条例第69条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第18条 条例第70条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項第1号ア又は第191条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数並びに都指定障害福祉サービス等基準条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、都指定障害福祉サービス等基準条例第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは都指定障害福祉サービス等基準条例第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第70条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第82条において準用する条例第70条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス（以下「基準該当生活介護等とみなされる通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項第1号ア又は第191条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

|      |      |
|------|------|
| 登録定員 | 利用定員 |
|------|------|

|          |     |
|----------|-----|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人      | 17人 |
| 29人      | 18人 |

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項又は第195条第1項に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数並びに通いサービスの利用者の数（基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (5) 条例第70条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第3章 放課後等デイサービス

#### (指定放課後等デイサービス事業所の利用定員)

第19条 条例第75条の規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を5人以上とすることができる。

#### (準用)

第20条 第7条から第9条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第21条 第7条から第12条までの規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

#### (基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員)

第22条 条例第81条の規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第23条 第7条から第9条まで及び第16条から第18条までの規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

#### 第4章 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

(準用)

第24条 第7条から第9条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び保育所等訪問支援の事業について準用する。

#### 第5章 多機能型事業所に関する特例

第25条 条例第98条の規則で定める多機能型事業所の利用定員は、次項から第5項までに定めるところによる。

- 2 第5条及び第19条の規定にかかわらず、多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
- 3 第5条及び第19条の規定にかかわらず、利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業及び指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。
- 4 第5条ただし書及び第19条ただし書並びに第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所（利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）を除く。）は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業及び指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。
- 5 第5条及び第19条並びに前2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

#### 第6章 委任

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

